

議会議案第4号

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例の一部改正について

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成25年3月22日提出

提出者

奈良市議会議員 山 口 裕 司

賛成者

奈良市議会議員 山 本 直 子

同 北 村 拓 哉

同 井 上 昌 弘

同 松 岡 克 彦

同 西 本 守 直

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例の一部を改正する条例

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例（平成20年奈良市条例第36号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成24年4月から平成25年3月まで」を「平成25年4月から同年7月まで」に、「100分の10」を「100分の20」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（提案理由）

本市の厳しい財政状況の中で、財政健全化の取り組みをさらに推進するため、平成25年3月で特例措置の期限を迎える現行の議員報酬及び期末手当の額の10%削減を平成25年4月から同年7月までの間に限り、20%削減しようとするものである。

(参考)

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び
期末手当の額並びにその支給に関する条例（抄）

附 則

（議員報酬及び期末手当の額の特例措置）

- 2 平成24年4月から平成25年3月までの間、議員報酬及び期末手当の額は、第2条の規定にかかわらず、同条に規定する額から、その額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。